

グループホーム もたい

介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、株式会社福伸が設置するグループホームもたい（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従業者」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症という。以下同じ）によって自立した生活が困難になった利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）対して、家庭的な環境と地域住民と交流の下で、食事、入浴、排泄等介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上に努める。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

- 6 事業者は、指定地域密着型サービスを提供するにあたっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム もたい
- (2) 所在地 奥州市前沢生母字中道3番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護予防認知症対応型生活介護計画を作成する。また、連携する各種福祉事業、医療機関との連絡、調整を行う。
計画作成担当者は事業所ごとに専従で配置。ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。2名以上の計画作成担当者を配置する場合、いずれか1名が介護支援専門員の資格を有していれば良い。全員が認知症介護実践者研修修了者であることは必要)。
- (3) 介護職員 5名以上
介護職員は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。ただし、人数については業務の状況による。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニット9名とする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

(介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成・変更)

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。その場合、自らサービスの質の評価を行うとともに、次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表する。
 - i 外部の者（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）による評価。
 - ii 運営推進会議における評価
- 6 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

- 7 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うと共に、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料等)

第8条 事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その「介護保険負担割合証」の利用者負担の割合に応じることとする。法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 食材料費は、1日1,250円徴収する。
(朝食350円、昼食350円、夕食450円、おやつ100円とし、欠食の場合は徴収しないものとする。)
 - (2) 家賃は、1日1,000円徴収する。
 - (3) 水道光熱費は、1日1,100円徴収する。
 - (4) 前項各号に掲げるもののほか指定介護予防認知症対応型共同生活介護においてされる便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前項各号の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収証を交付する。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入退居にあたっての留意事項)

第9条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象は、要介護

認定で、要支援2であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 奥州市以外の住所地の被保険者。
- (2) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (3) 認知症に伴う異常行動がある場合。
- (4) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
 - 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5 利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(感染症、天災発生時の非常災害対策)

第 11 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に感染症や天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、防火管理者は災害に対処するため計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 感染症が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修を行う。

(身体拘束等の禁止)

第 12 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者本人、利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

5 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

6 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針の整備。

(3) 虐待の防止のための定期的な研修の実施。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（勤務体制の確保等）

第14条 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（衛生管理等）

第15条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症又は食中毒の予防及びまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

（苦情処理）

第16条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介

護に関し、介護保険法（以下「法」という。）の規定により保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（秘密の保持）

第 18 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（運営推進会議）

第 19 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護が地域に密着し、地域に開かれたものにするため、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、保険者の担当職員もしくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び介護予防認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(雑則)

第 20 条 事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁記録により行うことができる。

- 2 事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社福伸と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 25 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。